

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 2 月 2 5 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1)件名

令和 8 年度事務サポートスタッフ事務に係る労働者派遣業務

(2)入札業務の仕様等

入札説明書のとおり

(3)契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(4)派遣期間

上記(3)の期間のうち、県が指定する期間

(5)派遣予定の人・月数

46.5 人・月（944 日）

(6)入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を落札価格とする。入札者は、消費税及び地方消費税を除いた派遣労働者 1 名当たりの時間単価を見積もり、入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1)地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2)地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

(3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に關与させている者でないこと。

(4)島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(5)島根県が行う入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6)島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

(7)厚生労働省委託事業の有料派遣事業者認定制度による「優良派遣事業者」として認定されている者であること。

(8)過去 2 年の間に国又は地方公共団体等において、種類と規模をほぼ同じくする労働者派遣業務を受託し、確実に履行した実績のある者であること。

(9)島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者又は納税義務のない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1)入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（島根県庁第二分庁舎4階）
島根県健康福祉部健康福祉総務課健康危機管理・保健所支援スタッフ
電話 0852-22-6331 FAX 0852-27-6317

(2)入札説明書の交付期間及び交付方法

令和8年2月25日から令和8年3月10日までの間、上記(1)の場所において交付する。（交付時間は土日、祝日を除く、午前9時00分から午後5時00分までとする。）

(3)入札説明会の日時及び場所

実施しない。

(4)入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月18日（水） 午前10時00分

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁第二分庁舎1階101会議室

4 その他

(1)契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2)入札保証金

次の算出方法により算出した金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

算出方法：入札単価×7.75×944×1.10

(3)契約保証金

次の算出方法により算出した金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

算出方法：入札単価×7.75×944×1.10

(4)入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5)入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

令和8年2月議会において、本公告に示した契約に係る予算の議決がなされない場合は、当該入札を行わない。

(6)入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7)契約書作成の要否

要する。

(8)落札者の決定方法

島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(9)不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県健康福祉部健康福祉総務課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10)その他

詳細は、入札説明書による。